政令第二百十二号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の三の五を削る。

第八条の五中「除く。）」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第八条の二十中「第五十三条第十二項」を「第五十三条第十二項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第五十三条第十二項第二号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

4　法第五十三条第十二項第三号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第六十二条第一項、第六十

二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

第八条の二十一中「うち同条第十二項」を「うち法第五十三条第十二項第一号」に、「規定する控除対象還付法人税額」を「規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」に、「被合併法人等の同条第十二項」を「被合併法人等の同条第十二項第一号」に、「当該控除対象還付法人税額」を「当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」に、「同条第十二項の」を「同項各号の」に、「同項の法人」を「同項各号の法人」に、「基因して同条第十三項」を「基因して法第五十三条第十三項」に改める。

第九条の三第二号中「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の六第一項」に改める。

第九条の七第一項中「規定する控除対象外国法人税の額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額」を加え、同条第二項中「控除限度額を加算した金額」の下に「若しく

は同法第百四十四条の二第一項に規定する控除限度額」を加え、「及び第八十一条の十五」を「、第八十一条の十五及び第百四十四条の二」に改め、同条第三項中「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という」を「内国法人（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ」に改め、同条第六項中「規定する控除限度額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項に規定する控除限度額」を加え、同条第七項中「若しくは」の下に「同令第百九十七条第四項に規定する国税の控除余裕額（同令第百九十八条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは」を加え、同条第八項中「内国法人が適格合併」を「内国法人又は外国法人（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併」に、「内国法人の」を「内国法人又は外国法人の」に改め、同項第二号及び同条第九項から第十二項までの規定中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同条第十三項中「内国法人の」を「内国法人又は外国法人の」に、「内国法人三年前事業年度等開始日」を「法人三年前事業年度等開始日」に、「内国法人を」を「内国法人又は外国法人を」に改め、同条第十四項中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同項第二号イ中「規定する国外所得金額」を「規定する調整国外所得金額」に、「「国外所得金額」という。）」を「「内国法

人の調整国外所得金額」という。）若しくは同令第百九十四条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十四項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）」に、「個別国外所得金額」を「個別調整国外所得金額」に改め、同条第十五項及び第十六項中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同条第十八項中「控除する事業年度」の下に「若しくは同法第百四十四条の二の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度」を加え、同条第十九項中「若しくは第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項若しくは第百四十四条の六第一項」に改め、「、当該法人税割額」の下に「（外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二十四項第一号中「国外所得金額又は個別国外所得金額」を「内国法人の調整国外所得金額若しくは外国法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額」に改める。

第九条の九の三第一項第一号中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加える。

第十条の二を削り、第十条を第十条の二とし、第二章第二節中同条の前に次の一条を加える。

（恒久的施設の範囲）

第十条　法第七十二条第五号イに規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。）

二　鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

三　その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

2　次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

一　外国法人（法第七十二条第五号イに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所

二　外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

三　外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所

3　法第七十二条第五号ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当

該者を除く。）とする。

一　外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

二　外国法人のために、顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

三　専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

第二十条の二の二第二項中「第二十条の二の十三第二項」を「第二十条の二の十五第二項」に改める。

第二十条の二の七及び第二十条の二の八を次のように改める。

（法第七十二条の十六第二項の支払う負債の利子に準ずるもの）

第二十条の二の七　法第七十二条の十六第二項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　当該事業年度において支払う手形の割引料、法人税法施行令第百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るもの

二　法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において法第七十二条の十九に規定する内国法人（以下この節において「内国法人」という。）の同号に規定する本店等から当該内国法人の同号に規定する国外事業所等に対して当該事業年度において支払う利子（手形の割引料、法人税法施行令第百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。以下この号及び次条第二号において同じ。）に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの又は法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対して当該事業年度において支払う利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの

（法第七十二条の十六第三項の支払を受ける利子に準ずるもの）

第二十条の二の八　法第七十二条の十六第三項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　当該事業年度において支払を受ける手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るもの

二　法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する国外事業所等から当該内国法人の同号に規定する本店等が当該事業年度において支払を受ける利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの又は同法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の同号に規定する本店等から当該外国法人の恒久的施設が当該事業年度において支払を受ける利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの

第二十条の二の十中「いう」の下に「。次条及び第二十条の二の十二において同じ」を加える。

第二十条の二の二十三第一項中「第七条の三の五」を「第二十条の二の十八」に、「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」に改め、同条第三項中「国内の事務所又は事業所」を「恒久的施設」に改め、同条第四項中「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」に改め、「事務

所又は事業所」の下に「及び恒久的施設」を加え、同条第五項中「第二十条の二の二十三第二項」を「第二十条の二の二十五第二項」に改め、同条を第二十条の二の二十五とする。

第二十条の二の二十二第一項中「法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所（次条第三項において「国内の事務所又は事業所」という。）」を「恒久的施設」に改め、同条第二項中「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」に改め、「事務所又は事業所」の下に「及び恒久的施設」を加え、同条を第二十条の二の二十四とする。

第二十条の二の二十一第三項中「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」に改め、同条を第二十条の二の二十三とする。

第二十条の二の二十を第二十条の二の二十二とし、第二十条の二の十九を第二十条の二の二十一とし、第二十条の二の十八を第二十条の二の二十とする。

第二十条の二の十七第一項中「第二十条の二の十四」を「第二十条の二の十六第一項」に、「第二十条の二の二十一第二項」を「第二十条の二の二十三第二項」に、「第二十条の二の二十三」を「第二十条の二の二十五」に改め、同条を第二十条の二の十九とする。

第二十条の二の十六中「同条の内国法人（第二十条の二の二十三において「内国法人」という。）が法の施行地外に有する第七条の三の五に規定する場所とする」を「我が国が租税条約（法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約をいい、恒久的施設に相当するものに関する定めを有するものに限る。以下この条において同じ。）を締結している条約相手国等（租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。以下この条において同じ。）については当該租税条約の条約相手国等内にある当該租税条約に定める恒久的施設に相当するものとし、その他の国又は地域については当該国又は地域にある恒久的施設に相当するものとする」に改め、同条を第二十条の二の十八とする。

第二十条の二の十五の見出し中「第七十二条の十八ただし書」を「第七十二条の十八第二項」に改め、同条中「第七十二条の十八ただし書」を「第七十二条の十八第二項」に、「本項」を「この項」に改め、同条を第二十条の二の十七とする。

第二十条の二の十四の見出し中「内国法人」を「法人」に改め、同条中「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人で、」を削り、「税を課されたもの」を「税を課された内国法人」に、「当該法人」を「当該内国法人」に改め、同条に次の一項を加える。

２　各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された外国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

第二十条の二の十四を第二十条の二の十六とする。

第二十条の二の十三第一項中「第七十二条の十八」を「第七十二条の十八第一項第一号」に、「以外の法人」を「以外の内国法人」に、「同条」を「同号」に改め、同条第二項中「第七十二条の十八」を「第七十二条の十八第一項第二号」に、「同条」を「同号」に改め、同条に次の一項を加える。

３　法第七十二条の十八第一項第三号の規定によつて外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第百四十二条第二項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

第二十条の二の十三を第二十条の二の十五とする。

第二十条の二の十二第一項中「第七十二条の十八本文の規定によつて法人」を「第七十二条の十八第一項第一号の規定によつて連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の内国法人」に改め、「（次項に規定する場合を除く。）」を削り、「当該法人」を「当該内国法人」に改め、「同法第百四十四条（租税特別措置法第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに」を削り、同条第二項中「第七十二条の十八本文」を「第七十二条の十八第一項第二号」に改め、「（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

3　法第七十二条の十八第一項第三号の規定によつて外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、

第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

第二十条の二の十二を第二十条の二の十四とする。

第二十条の二の十一中「第七十二条の十八本文」を「第七十二条の十八第一項」に、「第七十二条の二十三第三項」を「第七十二条の二十三第四項」に改め、同条を第二十条の二の十三とする。

第二十条の二の十の次に次の二条を加える。

（法第七十二条の十七第二項の賃借権等の対価として支払う金額に準ずるもの）

第二十条の二の十一　法第七十二条の十七第二項に規定する賃借権等の対価として支払う金額に準ずるものとして政令で定めるものは、法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する本店等から当該内国法人の同号に規定する国外事業所等に対して賃借権等の対価として当該

事業年度において支払う金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るもの又は同法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対して賃借権等の対価として当該事業年度において支払う金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るものとする。

（法第七十二条の十七第三項の賃借権等の対価として支払を受ける金額に準ずるもの）

第二十条の二の十二　法第七十二条の十七第三項に規定する賃借権等の対価として支払を受ける金額に準ずるものとして政令で定めるものは、法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する国外事業所等から当該内国法人の同号に規定する本店等が賃借権等の対価として当該事業年度において支払を受ける金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るもの又は同法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の同号に規定する本店等から当該外国法人の恒久的施設が賃借権等の対価として当該事業年度において支払を受ける金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るものとする。

第二十条の三第一項中「第七十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項第一号及び第三

号」に改め、同項の表法人税法第五十七条第二項の項及び法人税法施行令第百十二条第一項の項中「第七十二条の二十三第三項」を「第七十二条の二十三第四項」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に改め、同項の表法人税法第五十七条第一項の項及び法人税法施行令第百十二条第一項の項中「第七十二条の二十三第三項」を「第七十二条の二十三第四項」に改め、同条第三項中「第七十二条の二十三第三項」を「第七十二条の二十三第四項」に改め、同条第四項中「第七十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項」に改める。

第二十一条第一項中「第七十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項」に、「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の十三」に、「第百四十二条」を「第百四十二条第二項」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項」に改める。

第二十一条の二第一項中「第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人」を「第七十二条の二十三第一項第一号の規定によつて連結申告法人以外の内国法人」に改め、「（次項に規定する場合を除く。）」を削り、「当該法人」を「当該内国法人」に改め、「同法第百四十四条（租税特別措置法第九条の六第六項

、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに」を削り、同条第二項中「第七十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第七十二条の二十三第一項第三号の規定によって外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の事業税の課税標準とすべき所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

第二十一条の三第一項中「第七十二条の二十三第一項」を「第七十二条の二十三第一項第一号」に、「以

外の法人」を「以外の内国法人」に、「同項」を「同号」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十三第一項」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に、「同項」を「同号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第七十二条の二十三第一項第三号の規定によつて外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第百四十二条第二項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

第二十一条の四中「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人で、」を削り、「税を課されたもの」を「税を課された内国法人」に、「当該法人」を「当該内国法人」に改め、同条に次の一項を加える。

2　各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された外国法人に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課さ

れたものは、損金の額に算入する。

第二十一条の五の見出し中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改め、同条中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に、「本項」を「この項」に改める。

第二十一条の六の見出し中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改め、同条中「第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する政令」を「第七十二条の二十三第二項に規定する政令」に、「法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する金額」を「同項に規定する金額」に改める。

第二十一条の七（見出しを含む。）中「第七十二条の二十三第二項第二号」を「第七十二条の二十三第三項第二号」に改める。

第二十一条の八第一項中「第二十一条の四」を「第二十一条の四第一項」に改める。

第二十三条第二項中「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」に改める。

第三十二条の二第一項第一号中「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十二条の三第一項第一号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」の下に「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十五条の五第一項第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第三項第一号中「第百三十八条第三号」を「第百三十八条第一項第五号」に改める。

第四十六条の四を削り、第四十六条の三の二を第四十六条の四とする。

第四十八条の二中「除く。）」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第四十八条の十一の九中「第三百二十一条の八第十二項」を「第三百二十一条の八第十二項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第三百二十一条の八第十二項第二号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第三項に規定する金額とする。

4　法第三百二十一条の八第十二項第三号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第四項に規定する金額とする。

第四十八条の十一の十中「第三百二十一条の八第十三項」と」の下に「、「法第五十三条第十二項第一号」とあるのは「法第三百二十一条の八第十二項第一号」と」を加える。

第四十八条の十二第二項中「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「又は第百四十四条の六第一項」に改め、「（法人税法第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加える。

第四十八条の十三第一項中「規定する控除対象外国法人税の額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額」を加え、同条第二項中「及び第八十一条の十五」を「、第八十一条の十五及び第百四十四条の二」に改め、同条第三項中「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という」を「内国法人（法第二百九十二条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ」に改め、同条第九項中「内国法人が適格合併」を「内国法人又は外国法人（法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併」に、「内国法人の」を「内国法人又は外国法人の」に改め、同項第二号及び同条第十項から第十三項までの規定中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同条第十四項中「内国法人の」を「内国

法人又は外国法人の」に、「内国法人三年前事業年度等開始日」を「法人三年前事業年度等開始日」に、「内国法人を」を「内国法人又は外国法人を」に改め、同条第十五項中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同項第二号イ中「規定する国外所得金額」を「規定する調整国外所得金額」に、「「国外所得金額」という。）」を「「内国法人の調整国外所得金額」という。）若しくは同令第百九十四条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）」に、「個別国外所得金額」を「個別調整国外所得金額」に改め、同条第十六項及び第十七項中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同条第十九項中「控除する事業年度」の下に「若しくは同法第百四十四条の二の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度」を加え、同条第二十項中「若しくは第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項若しくは第百四十四条の六第一項」に改め、「当該法人税割額」の下に「（外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）」を、「当該事業年度又は連結事業年度の」の下に「当該」を加え、同条第二十五項第一号中「国外所得金額又は個別国外所得金額」を「内国法人の調整国外所得金額若しくは外国法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額」に改める。

第四十八条の十五の二第一項第一号中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加える。

第五十八条中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改め、「第十七条から」の下に「第二十九条の八まで、第三十条の二から」を加える。

附則第三条の二の二第一項ただし書中「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改める。

附則第六条の二第一項中「第二十条の二の十九第一号」を「第二十条の二の二十一第一号」に改める。

附則第十六条の二の十一第二項の表、第十六条の三第六項の表、第十七条第四項の表、第十七条の三第八項の表、第十八条第十項の表、第十八条の五第二十二項第五号及び第二十四項第五号、第十八条の六第三十一項第五号、第十八条の七第六項の表並びに第十八条の七の二第十五項第五号中「第四十六条の三の二第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

附則第二十九条中「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の十三」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第五十三条第十二項の規定の適用については、外国法人（新法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。次項において同じ。）の地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十三条第十二項に規定する控除対象還付法人税額は、新法第五十三条第十二項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

２　新法第五十三条第十三項の規定の適用については、外国法人の旧法第五十三条第十三項に規定する控除未済還付法人税額は、新法第五十三条第十三項に規定する控除未済還付法人税額であって法人税法第百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたもの又は新法第五十三条

第十三項に規定する控除未済還付法人税額であって法人税法第百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたものとみなす。

（市町村民税に関する経過措置）

第三条　新法第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、外国法人（新法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。次項において同じ。）の旧法第三百二十一条の八第十二項に規定する控除対象還付法人税額は、新法第三百二十一条の八第十二項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

２　新法第三百二十一条の八第十三項の規定の適用については、外国法人の旧法第三百二十一条の八第十三項に規定する控除未済還付法人税額は、新法第三百二十一条の八第十三項に規定する控除未済還付法人税額であって法人税法第百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたもの又は新法第三百二十一条の八第十三項に規定する控除未済還付法人税額であって法人税法第百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたものとみなす。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条の六第三十一項に六号を加える改正規定（同項第十一号に係る部分に限る。）中「第四十六条の三の二第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

理　由

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、外国法人の法人住民税について外国税額控除の控除限度額等の細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。